

長介保第1552号  
平成28年11月25日

各居宅介護支援事業所 管理者各位

長崎市福祉部 介護保険課  
課長 山下 真吾  
(公印省略)

訪問介護における通院等の外出介助について（お願い）

平素より長崎市の介護保険事業の運営につきまして、御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、訪問介護における通院等の外出介助につきましては、平成27年2月の集団指導におきまして、関係法令や長崎市が作成した「訪問介護等の算定に係るガイドライン（H26.10改訂版）」に基づき、適正なサービスの提供をお願いしているところですが、別紙（参考資料）のとおり要介護4以上の利用者については、「通院等乗降介助」ではなく、「身体介護中心型」の算定が可能な場合もございますので、利用者又は家族等の了承のもと、ケアプラン作成時に御留意いただきますようお願いいたします。

また、斜面地等に居住している要介護又は要支援者に対する外出介助については、斜面地が多い長崎市の地形上、訪問介護員の負担も大きいことや駐車スペースを確保する必要があることなども考慮し、長崎市独自のサービスである移送支援サービスの利用条件に該当する場合は、同サービスの利用についても御留意いただきますよう、併せてお願いいたします。

長崎市福祉部 介護保険課 給付係  
担当 長谷川、中村  
TEL 095-829-1163  
FAX 095-829-1250  
E-mail : kaigo@city.nagasaki.lg.jp

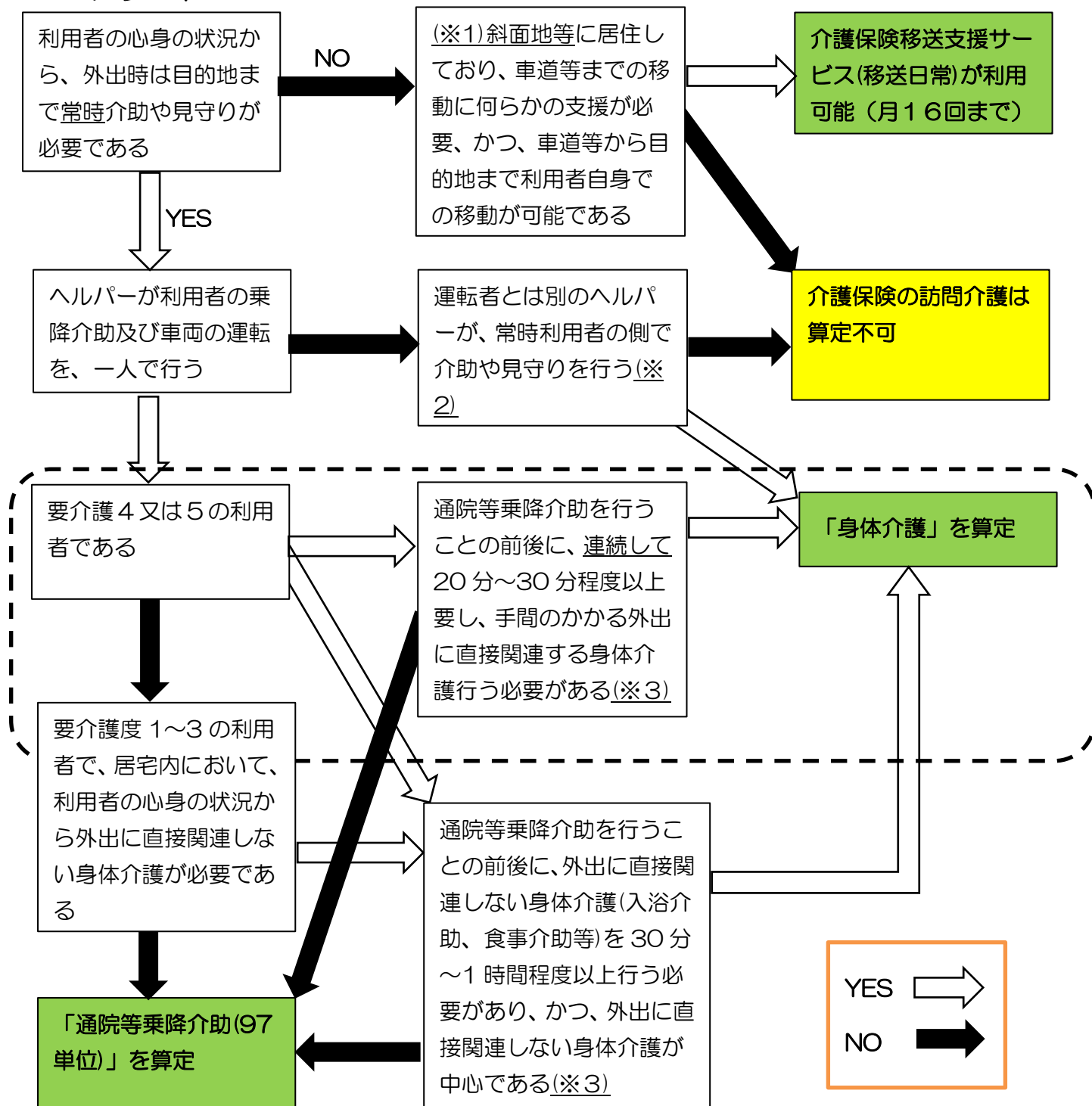
## (参考資料) 訪問介護における通院等の外出介助の算定について

前提条件：・出発地又は到着地が居宅であること

・訪問介護事業所の車両が道路運送法上の許可又は登録を得ていること

・適切なアセスメントを通じて、あらかじめケアプランに位置付けられていること

## スタート



(※1)車が通行できない斜面地や路地奥、又はエレベーターの無い集合住宅に居住しており、車道等まで階段が概ね20段以上又は坂道等が概ね100m以上あることが必要

(※2)徒歩又は公共交通機関(一般タクシーを含む)を利用して行う場合も含む。平成27年度より、20分未満であっても身体介護で算定可。なお、乗車中に気分の確認を含めた介助を行った場合は、当該身体介護の所要時間を含めることができる

(※3)身体介護を算定する場合、運転時間は当該身体介護の所要時間から除く